

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○ 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興)	一	○ 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示 (農総研水田農業研究所)	六
○ " " (東部振興)	二	○ 肥料取締法の規定による登録事項の変更に関する告示	一〇
○ (川越比企振興東松山事務所)	二	○ 川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業の終了認可 (市街地整備課)	一一
○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (NPO活動推進課)	二	○ 最適化システム用サーバ等の貸借に係る落札者の公示 (会計課)	一一
○ " " (仮称) 東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧 (環境政策課)	三	○ 放置車両確認事務委託業務に関する入札公告 (会)	一一
○ 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課)	三	○ 銃器捜査支援システム開発委託業務落札公示	一四
○ " " (")	四	○ 収去した飼料等の試験結果の概	一四
○ " " (")	四		
○ 中条星宮土地改良区の役員退任届 (大里農林)	六		
○ 肥料の登録に関する告示	六		

要の公表

○ 開発行為に関する工事の完了公告 (農総研水田農業研究所)	一五	○ 開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター)	一八
○ 告 (川越建築安全センター)	一七	○ " (越谷建築安全センター)	一八
○ " (")	一七	○ " (")	一八
○ " (")	一七	○ 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)	一九
○ " (")	一八		
○ " (")	一八		
○ " (")	一八		
○ " (")	一八		

告示

埼玉県告示第千百六十号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日
 埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
 平成二十一年八月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人文化振興会

三 代表者の氏名
 戸塚 久雄

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県蕨市北町二丁目九番二三号

五 定款に記載された目的
 この法人は、広く一般市民、特に地域住民及び高齢者に対して、高齢者と地域住民の交流会の企画・開催に関する事業、地域住民の交流と健康の維持・増進のための支援に関する事業を行い、健康の増進と地域の活性化を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百一十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プレイボール女子野球

子野球

三 代表者の氏名

大野 康

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字弥十郎六百六十番

地十二

五 定款に記載された目的

この法人は、野球をやりたい女子が集まり、練習を重ね、試合にのぞむ。そんな当たり前と思える事がなかなか出来ない現実があります。そんな野球をやりたい女子に対し、環境を整え、女子野球普及をし、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百一十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はとやま食農く

らぶ

三 代表者の氏名

松野 靖史

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目5

番1号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の特性や資源を活かしながら、多角的な分野からの創造と活性化を図り、安心・安全で快適に暮らし続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百一十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はとやま食農く

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月七日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ともに生きる会

三 代表者の氏名

杉浦 眞由美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区辻三丁目九番

二六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持った人たちが地域の中で当たり前に暮らし続けていくための様々な支援を行い、ノーマライゼーションの社会を築くことに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百一十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用す

る方法(埼玉県NPO情報ステーション
(http://www.saitamaken-npo.net/))に
より縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人浦和をつなぐ

親の会

三 代表者の氏名

有木 裕子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目

十二番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内の知的障害者
(児)を授産所、作業所の作業を通し
て社会生活が安定できるよう、又生活
ホームにて日常生活の指導支援を行い
障害者(児)が地域社会の中で共に暮
らせるよう支援し、福祉の増進に寄与
することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十五号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼
玉県条例第六十一号)第四条第三項の規

定により、吉見町から吉見町の区域内に
おいて行われる(仮称)東松山市計画
事業西吉見南部土地区画整理事業に係る
環境影響評価調査計画書の提出があつ
た。

この事業に係る関係地域が存在する市
町村並びに環境影響評価調査計画書の縦
覧の場所及び期間は、次のとおりであ
る。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 関係地域が存在する市町村

吉見町、東松山市、坂戸市、川島町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場
所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

吉見町まち整備課

東松山市環境保全課

坂戸市環境政策課

川島町町民生活課

ロ 期間

平成二十一年八月二十一日(金)

から同年九月二十四日(木)まで(た

だし、土曜日、日曜日及び休日を除

く)の午前九時から午後四時三十

分まで

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により
公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社 西友鳩ヶ谷店

鳩ヶ谷市坂下町二丁目五番十四号

ロ 変更の概要

店舗面積の合計

(変更前) 二千五百四十二平方メートル

(変更後) 三千二百二十七平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 合計三二台

(変更後) 位置 図面省略 合計四〇台

ハ 変更年月日

平成二十二年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十一年七月三十一日

二 縦覧期間

平成二十一年八月二十一日から平成二十一年十二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年八月二十一日から平成二十一年十二月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届

埼玉県告示第千六百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠川越店

川越市大字松郷字関下町九百二十六番一 外

ロ 変更の概要

店舗面積の合計

(変更前) 一万五千九百二十五平方メートル

(変更後) 一万七千八百六十八平方メートル

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前八時から午後八時

(変更後) 午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時三十分から午後八時三十分

(変更後) 午前六時三十分から午後九時三十分

荷さばきを行うことのできる時間帯

(変更前) 午前七時から午後八時

(変更後) 午前六時から午後十時

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 図面省略 約二百四平方メートル

(変更後) 位置 図面省略 約二百九十一平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 図面省略 約五十五立方メートル

(変更後) 位置 図面省略 約八十八立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十二年四月六日

二 届出年月日

平成二十一年八月五日

二 縦覧期間

平成二十一年八月二十一日から平成二十一年十二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年八月二十一日から平成二十一年十二月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

上尾東急ストア

上尾市小敷谷字大久保八百七十五番五外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社東急ストア 代表取締役 川島 宏

東京都目黒区上目黒一丁目二十一番十二号

(変更後) 株式会社東急ストア 代表取締役 木下 雄治

東京都目黒区上目黒一丁目二十一番十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社東急ストア 代表取締役 川島 宏

東京都目黒区上目黒一丁目二十一番十二号

株式会社東屋 代表取締役 木村 裕和

上尾市大字平方七百四十四番地の一 他六者

(変更後) 株式会社東急ストア 代表取締役 木下 雄治

東京都目黒区上目黒一丁目二十一番十二号

株式会社東屋 代表取締役 越後 充

上尾市小敷谷八百四十五番地の一 他六者

ハ 変更年月日

平成二十一年三月一日 外

ニ 届出年月日

平成二十一年八月五日

二 縦覧期間

平成二十一年八月二十一日から平成二十一年十二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年八月二十一日から平成二十一年十二月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

パルテきたこし

越谷市大沢三丁目六番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社 東急ストア 代表取締役 川島 宏

東京都目黒区上目黒一丁目二十一番十二号

株式会社 東日本キャリア 代表取締役 小松崎 淳史

草加市花栗四丁目二十四番十八号

株式会社 リフォームスタジオ 代表取締役 西村 正克

東京都中央区日本橋小網町十九番七号

(変更後)

株式会社 東急ストア 代表取締役 木下 雄治

東京都目黒区上目黒一丁目二十一番十二号

株式会社 メガネ工房 代表取締役 前花 義昭

越谷市千間台西一丁目八番七号

ハ 変更年月日

平成二十一年三月一日 外

ニ 届出年月日

平成二十一年八月五日

二 縦覧期間

平成二十一年八月二十一日から平成二十一年十二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年八月二十一日から平成二十一年十二月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千七百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、中条屋宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所

理事 柿沼 牟 熊谷市上中条九九一番地

埼玉県告示第千七百七十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、平成二十一年六月二十二日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六七七号	消石灰	72粒状消石灰	アルカリ分 七二・〇	村檜石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町1番10号
埼玉県第 六七八号	消石灰	72粒状消石灰	アルカリ分 七二・〇	日本肥料株式会社 栃木県佐野市宮下町1番10号

埼玉県告示第千七百七十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十一年四月十七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第

一項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 四九九号	肥料の種類 生石灰	肥料の名称 武甲印90生石灰	保証成分量(%) その他の規格 アルカリ分 九〇・〇	登録の有効期限 平成二十七年五月十一日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 秩父石灰工業株式会社 東京都中央区新川1丁目8番6号
----------------------	--------------	-------------------	----------------------------------	------------------------	--

埼玉県告示第千七百七十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十一年四月二十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条

第一項の規定により公告する。
平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 六五一号	肥料の種類 肉かす粉末	肥料の名称 エコパレス・ミール	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 八・〇 その他の制限事項は公定規格のとおり	登録の有効期限 平成二十七年四月二十七日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 株式会社パレスホテル 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
登録番号 埼玉県第 五〇〇号	肥料の種類 生石灰	肥料の名称 90菱印生石灰	保証成分量(%) その他の規格 アルカリ分 九〇・〇	登録の有効期限 平成二十七年五月十二日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 菱光石灰工業株式会社 東京都千代田区神田富山町10番地2

埼玉県告示第千七百七十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十一年四月二十七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条

第一項の規定により公告する。
平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 六五二号	肥料の種類 副産動物質肥料	肥料の名称 副産動物質肥料8号	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 八・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	登録の有効期限 平成二十四年四月二十七日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
----------------------	------------------	--------------------	---	-------------------------	---

埼玉県告示第千七百七十五号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十一年五月二十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条

第一項の規定により公告する。
 平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県第 五七六号	副産動物質肥料	副産動物質肥料73号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	平成二十四年五月三十一日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 五七五号	副産動物質肥料	副産動物質肥料64号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	平成二十四年五月三十一日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 五五三号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料2号	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	平成二十四年六月二十九日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 五五二号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料1号	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	平成二十四年六月二十九日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所

埼玉県第 六〇三号	副産動物質肥料	副産動物質肥料87号	窒素全量 りん酸全量 含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	八・〇 七・〇	平成二十四年六月五日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 六〇四号	混合有機質肥料	混合有機質肥料18号	窒素全量 りん酸全量 含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	一・八 八・八	平成二十四年六月五日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 六四三号	混合有機質肥料	混合有機質肥料252号	窒素全量 りん酸全量 加里全量 含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	二・〇 五・〇 二・〇	平成二十四年五月三十一日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

埼玉県告示第千七百七十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十一年六月五日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 五二四号	魚節煮かす	10・0魚節煮かす	窒素全量 一〇・〇	平成二十七年六月七日	株式会社簡屋 埼玉県春日部市赤沼704番地2

埼玉県告示第千七百七十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十一年六月二十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条

第一項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 五〇七号	肥料の種 類 なたね油かす及びその粉末	肥料の 名 称 5・3なたね油かす粉末	保証成分量(%) その他の規 格 窒素全量 りん酸全量 加里全量 五・三 二・〇 一・〇	登録の有効期 限 平成二十七年七月一日	生産業者の氏 名 又は名称及び住 所 ヤマキ食品株式会社 埼玉県上尾市大字平方1141番地
----------------------	---------------------------	------------------------------	--	---------------------------	--

埼玉県告示第千七百七十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十一年七月二十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条

第一項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 五七七号	肥料の種 類 肉骨粉	肥料の 名 称 6・0肉骨粉	保証成分量(%) その他の規 格 窒素全量 りん酸全量 六・〇 一〇・〇	登録の有効期 限 平成二十七年八月九日	生産業者の氏 名 又は名称及び住 所 太田油脂産業株式会社 埼玉県八潮市大字垢541番地10
----------------------	------------------	-------------------------	--	---------------------------	---

埼玉県告示第千七百七十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があった旨の届出があったので、同条第二項

の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 五二四号	肥料の種 類 魚節煮かす	変 更 事 項 生産業者住所	変 更 内 容
		変更前 株式会社簡屋 埼玉県春日部市大字赤沼704番地2	変更後 株式会社簡屋 埼玉県春日部市赤沼704番地2

埼玉県告示第千八百八十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定により、川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業の終了を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 施行者の名称及び住所

川島中山開発株式会社

川越市脇田本町一番地二山崎ビル

二 事業施行期間

平成 十九年十一月二十六日から平成二十二年 三月三十一日まで

三 施行地区

比企郡川島町大字中山字蛭田、字金ヶ谷戸、字上新井、字六地藏、字追出し、字諏訪下、字富之貫及び字久保の各一部。

大字上伊草字天神及び字堂池の各一部。

大字平沼字西の一部。

土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業

事業認可の年月日

平成十九年十一月二十六日

埼玉県告示第千八百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 購入等件名及び数量

最適化システム用サーバ等の賃貸借一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

落札者を決定した日

平成21年7月1日

落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

落札金額

233,509,500円

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

入札の公告を行った日

平成21年5月19日

埼玉県告示第千八百八十二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ア 浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署及び岩槻警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

イ 蕨警察署、川口警察署、武南警察署、草加警察署及び古川警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

ウ 上尾警察署、春日部警察署、越谷警察署及び久喜警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

エ 朝霞警察署、新座警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署及び狭山警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

オ 西入間警察署、東松山警察署及び熊谷警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日(木)から平成23年3月31日(木)まで

(4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

入札は、上記(1)アからオまでの区分ごとに、総合評価一般競争入札により行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の登録を受けている者であること。ただし、同法第51条の9の適合命令を受け、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされている者であること。
- (4) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる株式会社等の更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第109条第1項の更生計画認可の決定があった場合においては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合においては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (10) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納してい

ない者であること。

- (11) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない者であること。
 - (12) 公告日より過去2年以内において業務に関して刑に処せられたことがない者であること。
 - (13) 本件業務について仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110（内線2243） ファクス シミリ048-824-4607
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話連絡すること。）。
 - (3) 入札・開札の場所及び日時
- | | |
|---------------------------------|--|
| ア 場所 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎5階入札室 |
| イ 日時 | 平成21年11月6日（金） 午前11時 |
| (4) 郵便による場合の入札書等のあて先、受領期限及び提出方法 | ア あて先
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 |
| イ 受領期限 | 平成21年11月5日（木） 午後5時（必着） |
| ウ 提出方法 | 書留郵便によること。 |
| 4 その他 | |
| (1) 入札保証金及び契約保証金 | ア 入札保証金 |

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成21年9月28日（月）午後5時までに3(1)の提出場所に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた上で、入札説明書で示す提案書等を平成21年10月2日（金）午後3時までに下記に提出しなければならない（郵送（書留郵便に限る。）による提出は平成21年10月1日（木）午後5時必着）。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

〒362-0011 埼玉県上尾市大字平塚1281番地5 機動センター 上尾庁舎内
交通部交通指導課駐車管理係

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

ウ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

ア 次の(イ)及び(ロ)に該当する入札者のうち、総合評価による数値が最も高い者を落札者とする。

イ 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者であること。

ロ 提案書等が別表の基礎審査項目として定める要件をすべて満たしていること。

イ 総合評価による数値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

(6) 総合評価の方法

ア 委任事務遂行上の必要性及び重要性の観点から評価項目（別表）を設定し、それぞれの項目ごとに配分された点数の範囲内で提案書等の内容の点数化を行う。

イ 総合評価は、評価項目の得点の合計点（評価点）と当該入札者の入札価格を得点化した数値（価格点）とを合算した総合数値（合計点）をもって行う。

ウ 評価項目、点数配分等についての詳細は、入札説明書による。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

別表

評価項目	審査対象	基礎審査項目
全体	公安委員会の登録	道路交通法第51条の8第1項に規定する埼玉県公安委員会の登録を受けていること。
利害関係・公共性	提出書類	法人の目的や事業の内容が適切に記述されている。
遂行体制	提出書類	放置車両確認事務についての費用の積算根拠に誤りがなく、市場価格との極端な乖離がない。
		複数契約に入札している場合を含めて、予定総括責任者の重複がない。
		仕様書の要求する水準以上で、実現可能な予定遂行体制を提案している。
指導・教育体制	提出書類	仕様書の要求する水準以上で、実現可能な研修計画を提案している。
業務監査	提出書類	放置車両確認事務の趣旨を理解した、実現可能な自主検査体制を提案している。
社会貢献	提出書類	実現可能な社会貢献・地域貢献活動についての計画を提案している。
情報管理	提出書類	放置車両確認事務の趣旨を理解した、実現可能な研修計画を提案している。
トランプル対応・苦情処理	提出書類	複数契約に入札している場合には、他の契約に対して提出した駐車監視員資格者一覧表との重複がない。
組織基盤	提出書類	

埼玉県告示第千八百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県長 田 原 司

1 購入要件名及び数量

銃器捜査支援システム開発委託業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課
調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年7月8日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社フジミック 東京都品川区東品川3丁目32番42号

5 落札金額

6,195,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年5月26日

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十一年七月に収去した飼料等の試験結果
1 栄養成分に関する検査

果の概要を次のとおり公表する。
平成二十一年八月二十一日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要											備考		
				粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性塩基性窒素%	水溶性窒素%	ペクチン消化率%	TDN%	ME kcal/kg		その他(水分%)	
雪印種苗株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝2番地13	21.7.14 ギ物 株式会社タカ 流 日高市大字鹿山 851-3	全開連配合飼料 グレード1	21.7	13.5 以上	2.0 以上	10.0 以下	8.0 以下	0.15 以上	0.40 以上							13.7	
豊橋飼料株式会社千葉工場 千葉県市原市八幡海岸通44番地	21.7.15 豊橋飼料株式会社 本庄ストックポイ ント 本庄市小島1117番地	ワルトほ乳期子豚用 人工乳 ピギーウエーブ	21.7	18.0 以上	5.0 以上	4.0 以下	7.0 以下	0.60 以上	0.50 以上							11.9	
株式会社ヌエオカ・ハ ーベスト 東京都中央区八重洲二 丁目4番11号	21.7.16 小山商事株式会社 行田市大字埼玉 3351	USチモシー	21.5	5.9	1.8	27.4	5.3	0.20	0.17							12.3	
富士農産株式会社 群馬県前橋市鼻毛石町 2101-1	同上	カナダチモシー ミアム	21.7	4.0	1.6	26.7	3.7	0.15	0.12							12.5	
同上	同上	アルファアルファ	21.6	16.5	1.7	21.1	6.8	0.78	0.26							16.3	
チイエーム株式会社 千葉県市原市姉崎510 -1 チアッソピーク103 号	同上	オーツヘイ	21.7	4.5	1.8	19.0	6.1	0.17	0.14							15.0	
富士農産株式会社 群馬県前橋市鼻毛石町 2101-1	同上	ホールフェスク	21.7	5.9	2.0	23.4	5.0	0.23	0.14							12.6	

富士農産株式会社 群馬県前橋市鼻毛石町 2101-1	同上	飼料	トールフエスク	21.7	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素
本徳神糧株式会社本牧工場 神奈川県横浜市中区かもめ町42	同上	飼料	カナダチモシー No.1	21.6	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
平成二十一年八月二十一日
埼玉県川越建築安全センター所長
若林 祥文

- 二 検査済証番号
平成二十一年八月十一日
指令川建セ第二二〇〇五八〇号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
第二二〇〇七三三号
入間郡毛呂山町南台一丁目三六番一

- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川越市大字下小坂六二〇番地

新井 哲治

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
平成二十一年八月二十一日
埼玉県川越建築安全センター所長
若林 祥文

- 二 検査済証番号
平成二十一年八月十二日
指令川建セ第二二〇〇二七二号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
第二二〇〇六九号
入間郡越生町大字成瀬字桜木内

七七三一一、七七四一一

- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鶴ヶ島市富士見二丁目二番六号
株式会社 丸勝 代表取締役
関口 勝治

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
平成二十一年八月二十一日
埼玉県川越建築安全センター所長
若林 祥文

- 二 検査済証番号
平成二十一年七月二十一日
指令川建セ第二二〇〇一二五〇号

平成二十一年八月十四日

- 二 一〇〇六八号
三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡滑川町大字福田字大沼一七四〇—二二、—二三

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
平成二十一年八月二十一日
埼玉県川越建築安全センター所長
若林 祥文

- 二 検査済証番号
平成二十一年八月二十一日
埼玉県川越建築安全センター所長
若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年五月二十一日

指令川建セ第二二〇〇八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月十三日

第二二〇〇六七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字南吉見字新田一六

九六一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市元宿二丁目一七 グリー

ンハイツ一〇一

古杉 友紀

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年五月二十一日

指令川建セ第二二〇〇四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月十八日

第二二〇〇七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字高谷字南側一八五

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字小川九九四一八

エムフィールドⅡ一〇二号

横矢 亜由美

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年八月十一日

指令熊建セ第二二〇〇二五二号

二 検査済証番号

平成二十一年八月十二日

熊建セ第百十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字砂原字下原一

四三〇一、一四三〇一、一四三二

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字伊坂四一四一

渡辺 れい子

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年八月十二日

指令熊建セ第二二〇〇五二二号

二 検査済証番号

平成二十一年八月十三日

熊建セ第百二十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字新井新田字八

幡脇一八一、一八二一、一八三

一、一八四一、一八五・大字北大

桑字舟戸一八三一、一八三一

三、一八三二、一八三二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町倉松三丁目六番六号

有限会社黒澤工業所 代表取締役

黒澤 仁裕

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年四月二十一日

指令越建セ第二二〇〇二四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年七月十日

指令越建セ第一九〇〇四七一号

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年七月十日

指令越建セ第一九〇〇四七一号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

平成二十一年八月十一日
第一八三十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字外野字裏四四五

一、一三、一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字外野四四五番地

一 坂本 友夫

坂本 友夫

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第

千六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年七月十三日

指令越建セ第二〇〇一三八一号

二 検査済証番号

平成二十一年八月十二日

第一八九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字松永字堤根四〇

〇一、一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字伊坂五七六一五

丸山 剛

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県教育委員会委員長

松居 和

一 日時

平成二十一年八月二十七日 午前九

時三十分

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十二年度当初教職員人事異

動の方針について

ロ 平成二十二年度埼玉県立高等学校

において使用する教科用図書の採択

について

ハ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉県警センタービル http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)